2024年２月29日

東京都港区南青山二丁目２番15号
GFA株式会社
代表取締役 片田　朋希

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、2024年３月31日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第50条の２第８項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第50条の２第６項の規定により公告いたします。

以上